

## 【 開発に伴う道路等用地の帰属について 】

「都市計画法第40条による届出書」に次の書類を添付し、A4フラットファイル（緑色が望ましい）に綴じて、大津市建設部路政課路政係へ提出してください。

なお、帰属手続きが不備な場合には、開発完了検査済とはなりませんので、特に用地の分合筆、担保権の抹消等の手続きについては、遺漏のないよう十分注意のうえ、完了検査を受けていただくようお願いいたします。

①	登記原因証明情報兼 登記承諾書	指定様式を帰属原因毎に作成すること。 ※付替による帰属は第40条第1項、新規の帰属は第40条第2項が登記原因。
②	印鑑証明書等	個人の場合は印鑑証明書のみ。法人の場合は印鑑証明書と資格証明書（大津地方 法務局が資格証明情報の省略を認める法人は不要）を提出。
③	登記事項記載証明書	帰属される土地の登記事項記載証明書（原本） ※公共施設の種別に合った地目に変更され、抵当権等が抹消されていること。
④	位置図	1/2500の平面図に開発地の道路の形状を記入し、黄色等で着色すること。
⑤	公図・合成図	開発地が記された法務局備付公図を転写し、帰属土地を黄色等で着色すること。 ※開発地が複数の公図にかかるときは、公図合成図も添付すること。開発地の境 界が字界のときは、隣接の公図及び公図合成図も添付すること。
⑥	地積測量図	既存街区基準点等を3点以上使用した世界測地系で表示し、帰属土地を黄色等で 着色すること。 ※開発区域の分筆等で法務局に提出しているときは、その写しを提出。
⑦	平面図	開発区域及び周辺の状態を表した工事完了後の現況平面図（1/250～1/500） ※平面図には地番とその筆界線を記入し、帰属される土地を帰属先別（施設所管 課）に着色すること。ただし、工事完了後の現況が土地利用計画と一致する ときは、土地利用計画図及び地番図にかえることができる
⑧	丈量図（確定測量図）	法務局提出の地積測量図と合致した確定測量図（1/250～1/500） ※すべての道路及び里道水路の辺長が記入されていること。
⑨	横断図	道路及び里道水路の幅員等の様子がわかる標準断面図（1/100程度）
⑩	32条協議書の写し	公共施設一覧表を添付すること。
⑪	帰属先一覧表	新たに設置された公共施設の一覧表 ※土地の所在、地番、地目、地積と帰属先（所管課）を記載すること。
⑫	隣接土地所有者一覧 表	路政課所管の公共施設に隣接する土地の一覧表 ※土地の所在、地番、地目、地積、所有者を記載すること。
⑬	隣接地の登記事項証 明書	突き抜け形状の新設道路が開発区域外の空閑地に接しているときは、その空閑地 の登記事項証明書を提出。 ※公図や土地利用の形状により、上記以外の証明書を求めることも有り。
⑭	市街灯設置確約書	市街灯の設置について道路・河川管理課と協議確認した場合に、市街灯の設置場 所を記した平面図を添付して提出すること。
⑮	CADデータ （宅地割図）	開発区域の道路と宅地割の形状が記載されたDXF形式の単線のデータ （1/1000。筆界線、装飾及び文字は不要） ※CD-R又はメールで路政課（otsul808@city.otsu.lg.jp）へ提出すること。
⑯	その他提出資料	河川区域等を整備し、工事完了後も河川占用等の権利が存するときは、権利譲渡 申請書と添付書類を占用許可者提出分+1部提出すること。 延長2m以上の橋梁又はボックスカルバート等を整備したときは、橋梁台帳用資 料（橋梁調査表、橋梁詳細図）を提出すること。

【 開発者への帰属 】… 開発者に移転する帰属物件については、開発者の責任において所有権移転登記を行うこと。（完了公告後、開発者が指定する司法書士宛ての委任状及び登記原因証明情報を交付します）